

○松浦市パブリックコメント手続要綱

平成20年3月28日告示第37号

改正

平成21年4月1日告示第42号

松浦市パブリックコメント手続要綱

(目的)

**第1条** この告示は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の政策に関する基本的な事項を定める計画等の策定、制定又は重要な変更（以下「策定等」という。）を行う過程において、当該計画等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(対象)

**第3条** 実施機関は、次に掲げる事項（以下「計画等」という。）の策定等を行う場合は、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の政策に関する基本的な事項を定める計画、指針等
- (2) 市の政策に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税、分担金、使用料、手数料又はこれらに準ずるもの）の賦課又は徴収に関するものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、意見聴取の手続きが法令等により定められているもの、迅速性若しくは緊急性を要するもの又は実施機関の裁量の余地のないものについては、パブリックコメント手続を行わないことができる。

(意見提出権者)

**第4条** この告示に基づき意見を提出することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(公表の実施)

**第5条** 実施機関は、計画等の策定等をしようとするときは、当該計画等の策定等の意思決定前に相当の期間を設けて、計画等の案を公表し、市民等の意見を求めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表する場合において、当該計画等の趣旨及び内容を理解する上で必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表の方法)

**第6条** 前条第1項の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び必要に応じ同条第2項に掲げる資料（以下「計画案等」という。）を、市のホームページに掲載するとともに、当該計画等の担当課、各支所及び各出張所に備え付けることにより行うものとする。

2 実施機関は、必要に応じて、市報への掲載その他の方法により、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

3 実施機関は、公表しようとする計画等の案が大量であるときは、その内容のすべてを知り得る方法を明示した上で、当該計画等の案の一部を省略して公表することができる。

(意見の提出)

**第7条** 実施機関は、計画案等を公表するときは、当該計画等の案に関する意見の提出期間及び提出方法を明示するものとする。

2 前項の提出期間を定めるに当たっては、市民等が計画等の案に対する意見を提出するために通常必要とされる期間を考慮し決定するものとする。

3 第1項の意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法で実施機関が定めるものとする。

4 実施機関は、計画等の案についての意見を提出した市民等の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案を公表するときに、その旨を明示するものとする。

(意見の受付条件)

**第8条** 計画等の案に対する意見等として受け付けることができるものは、氏名又は名称及び住所（市内に住所を有しないものが意見を提出する場合は、これらに加えて、第4条第2号から第5号までに掲げる事項のうちそのものが該当する事項）が明記されているものとする。

(意見の処理)

**第9条** 実施機関は、提出された意見を考慮して、計画等の策定等に係る意思決定を行うものとす

る。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見又はその概要及びこれに対する市の考え方を公表するものとする。この場合において、当該計画等の案を修正したときは、当該修正の内容及び理由を併せて公表するものとする。
- 3 提出された意見に、松浦市情報公開条例（平成18年松浦市条例第13号）第6条各号に規定する不開示情報が含まれているときは、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 第6条第1項及び第2項の規定は、本条第2項の規定による公表について準用する。

#### **附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に計画等の具体的な策定等の作業を行っている場合であって、パブリックコメント手続を実施する期間がないときは、これを行わないことができる。

#### **附 則（平成21年告示第42号）**

この告示は、平成21年4月1日から施行する。